

宮城県防災会議原子力防災部会要綱の改正について

新旧対照表

現 行	修 正 後	備 考																																		
<p>1～3 (略)</p> <p>4 部会長及び職務代理者 (1) 部会長には、宮城県副知事（<u>環境生活部</u>担当）の職にある者とする。 (2) 部会長に事故あるときは、<u>環境生活部長</u>の職にある者がその職務を代理する。</p> <p>5 部会の調査審議事項 部会の調査審議事項の調整等は、<u>環境生活部</u>原子力安全対策課が行うものとする。 (1) 地域防災計画（原子力災害対策編）の作成及び修正に関する事項 (2) 原子力発電所周辺の環境の調査に関する事項 その他会長から付議された事項</p> <p>6 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、昭和 55 年 10 月 25 日から施行する。 この要綱は、平成 13 年 1 月 29 日から施行する。 この要綱は、平成 18 年 6 月 15 日から施行する。 この要綱は、平成 24 年 4 月 25 日から施行する。 この要綱は、平成 25 年 1 月 18 日から施行する。</p> <p>別表の 1 委 員</p> <table border="1" data-bbox="107 1018 965 1361"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県副知事</td> <td>部会長</td> </tr> <tr> <td>第二管区海上保安本部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮城県警察本部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮城県<u>総務部長</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮城県<u>震災復興・企画部長</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮城県<u>環境生活部長</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本放送協会仙台放送局長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他部会長が必要と認める者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表の 2 (略)</p>	職 名	備 考	宮城県副知事	部会長	第二管区海上保安本部長		宮城県警察本部長		宮城県 <u>総務部長</u>		宮城県 <u>震災復興・企画部長</u>		宮城県 <u>環境生活部長</u>		日本放送協会仙台放送局長		その他部会長が必要と認める者		<p>1～3 (略)</p> <p>4 部会長及び職務代理者 (1) 部会長には、宮城県副知事（<u>復興・危機管理部</u>担当）の職にある者とする。 (2) 部会長に事故あるときは、<u>復興・危機管理部長</u>の職にある者がその職務を代理する。</p> <p>5 部会の調査審議事項 部会の調査審議事項の調整等は、<u>復興・危機管理部</u>原子力安全対策課が行うものとする。 (1) 地域防災計画（原子力災害対策編）の作成及び修正に関する事項 (2) 原子力発電所周辺の環境の調査に関する事項 その他会長から付議された事項</p> <p>6 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、昭和 55 年 10 月 25 日から施行する。 この要綱は、平成 13 年 1 月 29 日から施行する。 この要綱は、平成 18 年 6 月 15 日から施行する。 この要綱は、平成 24 年 4 月 25 日から施行する。 この要綱は、平成 25 年 1 月 18 日から施行する。 <u>この要綱は、令和 4 年 1 月 26 日から施行する。</u></p> <p>別表の 1 委 員</p> <table border="1" data-bbox="1003 1018 1861 1329"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県副知事</td> <td>部会長</td> </tr> <tr> <td>第二管区海上保安本部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮城県警察本部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮城県<u>復興・危機管理部長</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮城県<u>企画部長</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本放送協会仙台放送局長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他部会長が必要と認める者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表の 2 (略)</p>	職 名	備 考	宮城県副知事	部会長	第二管区海上保安本部長		宮城県警察本部長		宮城県 <u>復興・危機管理部長</u>		宮城県 <u>企画部長</u>		日本放送協会仙台放送局長		その他部会長が必要と認める者		<p>➢ 原子力安全対策課が新設の復興・危機管理部所属となったことによる修正</p> <p>➢ 原子力安全対策課が新設の復興・危機管理部所属となったことによる修正</p> <p>➢ 危機管理部門が総務部から新設の復興・危機管理部門に移行したことによる修正</p> <p>➢ 原子力安全対策課が新設の復興・危機管理部所属となったことによる修正</p> <p>➢ 震災復興・企画部が企画部となったことによる修正</p>
職 名	備 考																																			
宮城県副知事	部会長																																			
第二管区海上保安本部長																																				
宮城県警察本部長																																				
宮城県 <u>総務部長</u>																																				
宮城県 <u>震災復興・企画部長</u>																																				
宮城県 <u>環境生活部長</u>																																				
日本放送協会仙台放送局長																																				
その他部会長が必要と認める者																																				
職 名	備 考																																			
宮城県副知事	部会長																																			
第二管区海上保安本部長																																				
宮城県警察本部長																																				
宮城県 <u>復興・危機管理部長</u>																																				
宮城県 <u>企画部長</u>																																				
日本放送協会仙台放送局長																																				
その他部会長が必要と認める者																																				

資料 1 - 8 - 1 宮城県防災会議原子力防災部会要綱

原子力防災部会構成員

1 趣旨

この要綱は、宮城県防災会議条例（昭和 37 年宮城県条例第 25 号）第 4 条及び宮城県防災会議規程第 6 条に規定する部会のうち、原子力防災に関する部会について定めるものとする。

2 部会の名称

部会の名称は、宮城県防災会議原子力防災部会（以下「部会」という。）と称する。

3 部会の構成

- (1) 部会の構成は、委員 10 人以内及び専門委員 20 人以内をもって組織する。
- (2) 委員は、宮城県防災会議委員のうち別表の 1 に掲げる職にある者とする。
- (3) 専門委員は、別表の 2 のとおりとする。

4 部会長及び職務代理者

- (1) 部会長には、宮城県副知事（復興・危機管理部担当）の職にある者とする。
- (2) 部会長に事故あるときは、復興・危機管理部長の職にある者がその職務を代理する。

5 部会の調査審議事項

部会の調査審議事項の調整等は、復興・危機管理部原子力安全対策課が行うものとする。

- (1) 地域防災計画（原子力災害対策編）の作成及び修正に関する事項
- (2) 原子力発電所周辺の環境の調査に関する事項
- (3) その他会長から付議された事項

6 その他

この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附 則

- この要綱は、昭和 55 年 10 月 25 日から施行する。
この要綱は、平成 13 年 1 月 29 日から施行する。
この要綱は、平成 18 年 6 月 15 日から施行する。
この要綱は、平成 24 年 4 月 25 日から施行する。
この要綱は、平成 25 年 1 月 18 日から施行する。
この要綱は、令和 4 年 1 月 26 日から施行する。

別表の 1

委 員

職 名	備 考
宮城県副知事	部会長
第二管区海上保安本部長	
宮城県警察本部長	
宮城県復興・危機管理部長	
宮城県企画部長	
日本放送協会仙台放送局長	
その他部会長が必要と認める者	

別表の 2

専門委員

職 種	備 考
学識経験のある者	
仙台管区気象台総務部危機管理調整官	
東北電力株式会社女川原子力発電所立地市町の首長	
石巻地区広域行政事務組合消防本部消防長	
その他部会長が必要と認める者	